

## (仮称) 島根国時山風力発電事業計画段階環境配慮書に対する知事意見

### (前文)

本事業計画は、島根県大田市及び江津市において出力で最大 36,000kW、基数にして最大 10 基の風力発電設備の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業計画に対して、大田市からは、対象事業実施区域の設定については地元住民に対して住民説明や意見聴取を行い、十分な理解が得られるよう環境影響の重大性の程度を整理し、配置の検討をすることを求める旨の意見が提出されている。また、江津市からは、住民等に対して積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めることを求める旨の意見が提出されている。

風力発電事業の実施は生活環境や自然環境などに長期にわたり影響を与えるおそれがあるため、地域住民等に対して早期の段階から積極的に情報を提供し、理解を得ることが極めて重要である。説明会等では、事業による環境への影響や、それを回避・低減する手段など、分かりやすい資料を用いて、十分理解が得られるよう説明を行い、意見や要望については誠実な対応を行うよう特に留意されたい。

### (総括的事項)

- 1 事業の実施にあたっては、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果の適切な予測及び評価並びに環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。環境影響を回避又は十分な低減が出来ない場合には、事業実施想定区域の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

なお、環境保全措置については、環境への影響の回避・低減を優先し、代償措置を前提とすることがないようにすること。

また、事業計画の策定にあたっては、地域住民等の懸念事項を十分に把握し、健康や生活への影響も含め、適切な計画となるよう最大限努めること。

- 2 本事業の事業実施想定区域及びその周辺には特別天然記念物のオオサンショウウオが生息する可能性があり、絶滅危惧種であるクマタカが生息するなど、自然環境上重要な地域等が存在しており、工事の実施による重大な環境影

響が生じるおそれがある。また、事業実施想定区域内には森林法に基づく保安林があり、事業の実施により、流域に降った雨水を蓄え、ゆっくりと川へ流すことにより、洪水や濁水を防ぎ、水を浄化する機能（以下「水源涵養機能」という。）や土砂流出防備機能等の低下が生じるおそれもある。一方で、本配慮書においては、事業計画の熟度を理由に工事の実施による影響が計画段階配慮事項に選定されていない。

工事計画の策定にあたっては、事業実施想定区域及びその周辺地域の自然環境の重要性を十分に認識したうえで、当該影響を適切に考慮すること。

- 3 事業実施区域の設定、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、適切に事業計画に反映させるとともに、検討経緯を明確にし、その内容を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の環境影響評価図書に記載すること。なお、本県内の既設の風力発電所の設置工事時には、取付道路の崩落による土砂が河川へ流出した経緯があったため、特に、取付道路等の位置については、慎重な事業計画の策定を行うこと。

また、方法書の作成にあたっては、風力発電設備等の配置等を具体的に示した上で、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法を取りまとめること。

- 4 事業実施想定区域周辺には既設の風力発電設備が 20 基稼働していることから、調査、予測及び評価にあたっては、その時点で入手しうる最新の情報を活用するとともに、既設の風力発電所による累積的な影響を考慮した上で、適切に実施すること。

- 5 環境影響評価図書のインターネットによる公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、使用できる閲覧環境にも留意するなど、利便性の向上に努めること。また、配慮書等の環境影響評価図書を、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にするなど、積極的な情報提供に努めること。

今後の手続にあたっては、説明会の開催などにより、相互理解の促進に努めること。

（個別的事項）

- 1 騒音及び超低周波音

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、事業実施想定区域周辺の住

居や住民等への影響が生じるおそれがあることから、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月 26 日環境省）やその他の最新の科学的知見及び同型機の先行事例の知見を反映し、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

また、調査、予測及び評価にあたっては、地形による影響を考慮した上で、適切に実施すること。

## 2 風車の影

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、風車の影による事業実施想定区域周辺の住居や住民等への環境影響が生じるおそれがあることから、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

また、風車の影による影響の評価にあたっては、影がかかる時間の長短にかかわらず影響を及ぼすおそれがあることを考慮すること。

## 3 水環境

事業実施想定区域及びその周辺の河川では、水道事業、農業用水等の利水や内水面漁業が行われている。

工事中及び供用後に発生する土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響及び変化が予想され、水源涵養機能等が低下するおそれがあることから、下流域も含めた必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう適切な環境保全措置を実施すること。

また、濁水による影響の評価にあたっては、平成 25 年や令和 2 年に発生した集中豪雨時の状況や、今後、増加が予測される集中豪雨等の傾向も考慮すること。

## 4 地形及び地質

(1) 本配慮書においては地形及び地質が計画段階配慮事項に選定されていない。

一方、事業実施想定区域及びその周辺には砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域等があり、慎重な事業計画の検討が求められる。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、当該地域の地形及び地質を最新の資料を基に十分に把握するとともに、平成 25 年や令和 2 年に発生した集中豪雨時の状況や、今後、増加が予測される集中豪雨等の傾向も考慮し、事業実施による森林伐採や土地の改変が地すべり等周辺の土砂災害を誘発することがないように、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、

影響を回避・低減すること。

- (2) 事業実施想定区域は土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類等（ヒ素等）が比較的検出されやすい地域となっていることから、その地質を十分調査し、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が生じないように考慮すること。

## 5 動物・植物・生態系

- (1) 本配慮書においては、鳥類及びコウモリ類については計画段階配慮事項として選定されているが、その他の動物については計画段階配慮事項としての調査、予測及び評価が行われていない。

一方、事業実施想定区域及びその周辺には、一級河川江の川水系が分布し、特別天然記念物オオサンショウウオが生息する可能性があり、多種の希少な水生生物等が生息・生育している。これらの河川には第五種共同漁業権が設定されており、水産上重要魚種であるアユの産卵場（江の川水系最大級）も事業実施想定区域付近で確認されている。また、陸域にはしまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性があり、クマタカ、ブッポウソウなどの希少な鳥獣等の生息が確認されている。さらに、事業実施想定区域及びその周辺にはこれまでに生息状況等の知見がほとんどない動植物もいる。

調査、予測及び評価にあたっては、地元の専門家等の意見を踏まえつつ、適切な調査、予測及び評価を行い、重要な動植物種への影響を回避・低減するよう環境保全措置について十分かつ慎重な検討を行うこと。なお、調査の対象種については、鳥類及びコウモリ類以外の動物についても適切な調査が行われるよう見直しを行うこと。

また、影響の検討にあたっては、アユの餌となる河床の付着藻類や、クマタカなどの重要な動物の餌資源となる動植物についても調査し、事業実施区域及びその周辺の生態系に与える影響について、予測及び評価を行うこと。改変による直接的な影響だけでなく、水質や河床堆積物の変化等による間接的な影響についても考慮すること。

- (2) 鳥類及びコウモリ類への影響については、専門家等からの助言を得ながら、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バード・バットストライク及び生息環境の変化に伴う影響について適切に評価すること。

また、調査、予測及び評価にあたっては、既設の風力発電所による累積的な影響を考慮した上で、適切に実施すること。

- (3) 工事の実施及び施設の稼働に伴う希少種も含めた動物の生息域に与える影響及びその変化について、事業実施想定区域及びその周辺も含め、動物の

生息数及び行動範囲に係わる調査等を実施したうえで適切な予測、評価を行うこと。

また、調査、予測及び評価にあたっては、クマ、シカ、サル及びイノシシ等は生息域が変化した場合、里地・里山への獣害が増す可能性があるため、その影響についても考慮すること。

- (4) 事業実施想定区域には植生自然度10及び9などに相当する自然植生があるなど、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たす植生が存在しており、森林法に基づく保安林も存在している。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、風力発電設備の設置時には、取付道路、作業ヤードなど広範囲の森林伐採や土地の改変が想定されるため、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

## 6 景観

事業実施想定区域周辺には、桜江大橋、平野山及び波積ダム等をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が多数存在している。一方、風力発電設備については標高が高い位置に建設されるため、影響を及ぼす範囲も広範囲となり、本事業の実施により主要な眺望点等へ重大な影響を及ぼすことが懸念される。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家や地域住民の意見も踏まえつつ、周辺景観と調和した事業となるように努めるとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

また、眺望点の選定にあたっては、必要に応じ地域住民、観光客、施設の利用者等や、美郷町及び邑南町も含めた関係自治体の意見を聴くなどし、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等についても選定の対象とすること。

検討結果を地域住民等に説明する際には、取付道路や作業ヤードなどの森林伐採や土地の改変の影響も含めた詳細なフォトモンタージュや動画を活用するなど、夜間における航空障害灯の見え方も含め、分かりやすい説明となるよう配慮すること。

## 7 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺には森の銀座、岩瀧寺の滝などがあり、事業の実施により、その環境の質に影響を及ぼすおそれがある。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家等の助言に加え、地域住民のほかハイキング、キャンプ、釣り等での利用者及び自治体等の意見

を聴き、周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ影響を回避・低減すること。

#### 8 廃棄物等

本事業の実施に伴う工事により発生する土砂及び伐採樹木等、また、建設工事から事業終了後の設備の撤去に伴い発生する廃棄物の量及び処分方法に関する廃棄物等の処理計画について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測すること。

廃棄物等の処理計画については、事業実施想定区域及びその周辺への影響を回避・低減するよう慎重に検討すること。

#### 9 その他

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、風車の反射光による影響も考慮すること。